

特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせの役員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤に関わらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等職務を執行するための費用は支給することができる。

第3条 前条による支給は、「特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ出張旅費規程」または「特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ人件費及び謝金等支払い規程」による。

(補則)

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年5月11日から施行する。